産業廃棄物

処理業廃止・変更届

手引書

産業廃棄物（収集運搬・処分）業

特別管理産業廃棄物（収集運搬・処分）業

甲府市環境部ごみ収集課

【令和5年2月】

**産業廃棄物・特別管理産業廃棄物**

**処理業廃止・変更の届出について**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更・廃止の届出を行う場合は、以下の内容をご覧いただき、所定の受付窓口にて届出てください。

**１．届出の方法**

○届出書は甲府市指定の届出書様式（以下に掲載）により、添付書類一覧をご確認の上作成してください。

○届出書は、次の部数により提出してください。

・収集運搬業　・・・正本、副本として「２部」作成

・処分業　　　・・・正本、副本として「２部」作成

**２．届出書様式**

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書類

※市ＨＰからダウンロードできます。

※届出書は下記「受付窓口」にても配布しています。

**３．届出受付窓口**

　環境部　ごみ収集課

　〒４００－０８３１

甲府市上町６０１－４（環境センター２階）

電話０５５－２４１－４３１３

**４．届出受付時間等**

○郵送による届出を受け付けております。

○届出書を持参される場合の受付時間は９：００～１７：００となります。
（但し１２：００～１３：００及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く。）

※電話による予約は必要ありません。

**５．留意事項**

○事業の全部又は一部を廃止するとき、または申請内容等に変更が生じた場合は、廃止・変更の生じた日から**１０日以内**に各種届出書を提出してください。

　※ただし、法人において登記事項証明書を添付しなければならない変更届出書の場合、変更の生じた日から**３０日以内**に変更届出書を提出してください。

○「積替又は保管施設の変更」については、変更の内容によっては事前協議の手続きが必要ですので、事前にご相談下さい。

○変更内容により書換が行われる際、郵送での許可証交付を希望する場合には、返送用封筒（切手４３０円分）を添付すること。

**変更届に係る添付書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容 | 添付書類 |
| ①氏名、名称及び組織の変更【許可証書換有り】 | ・（法人）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（登記簿謄本）・（個人）住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る）・許可証の写し |
| ②住所の変更【許可証書換有り】 | ・（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）・（個人）住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る）・付近の見取図・許可証の写し |
| ③法人の役員（監査役等含む）の変更【代表者変更の時、許可証書換有り】 | ・登記事項証明書（登記簿謄本）・誓約書（新任役員（監査役員等含む）がいる場合のみ）・新任役員（監査役等含む）の本籍地・生年月日の記載のある住民票・新任役員（監査役等含む）が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）・新旧対照名簿（様式自由）・許可証の写し |
| ④事務所及び事業場（駐車場等）の所在地の変更 | ・登記事項証明書（登記簿謄本）〔注:支店等を新規に設置した場合〕・付近の見取図・駐車場の変更にあっては土地の登記事項証明書（登記簿謄本）、駐車場の配置図〔注：所有権を有しない場合は、土地の登記事項証明書に加えて、使用権原を有することを証する書類〕 |
| ⑤政令で定める使用人の変更 | ・登記事項証明書（登記簿謄本）・誓約書（新任使用人がいる場合のみ）・新任使用人の本籍地・生年月日の記載のある住民票・新任使用人が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）・新旧対照名簿（様式自由）・公的機関が発行する雇用関係がわかる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）・新任使用人の役職等がわかる書類（組織図・辞令等） |
| ⑥法人で、発行済み株式数が100分の5以上の株式を保有する株主又は出資の額が100分の5以上の額に相当する出資者の変更 | ・誓約書（新株主等がいる場合のみ）・新株主が法人の場合、その法人の登記事項証明書（登記簿謄本）・新株主等の本籍地・生年月日の記載のある住民票・新株主等が心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）・新旧対照名簿（様式自由） |
| ⑦収集運搬車両の変更 | ・車検証の写し及び車両写真（新規のみ）・新旧車両の対照表（様式自由）・車検証の所有者又は使用者の欄に申請者の名義がない場合は、車両の使用権原を有することを証する書類 |
| ⑧事業のように供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更【許可証書換有り】 | ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書・事業場内配置図・従前の許可証の写し※変更の内容によっては、事前協議の手続きが必要ですので、事前にご相談下さい。 |

※　③、⑤、⑥の「心身の故障により産業廃棄物の処理の業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（医師の診断書、認知症に関する試験結果、法務局発行の登記事項証明書等）」のうち、「**登記事項証明書**」の申請方法及び手数料等については、東京法務局又はお近くの地方法務局へお問い合わせください。

**廃止届に係る添付書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止内容 | 添付書類 |
| 1. 事業の全部廃止
 | ・許可証正本 |
| 1. 事業の一部廃止

【許可証書換有り】 | ・許可証の写し |